

別紙 4

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）

改 正 案	現 行
<p>（領収証等の交付） 第五条の二 （略） 2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、<u>前項に規定する領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。</u></p> <p>（診療の具体的方針） 第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一 （略） 二 投薬 イ～ハ （略） ニ <u>投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。</u> ホ～ト （略） 三～七 （略）</p>	<p>（領収証等の交付） 第五条の二 （略） 2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、<u>前項の場合において患者から求められたときは、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</u></p> <p>（診療の具体的方針） 第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。 一 （略） 二 投薬 イ～ハ （略） ニ <u>投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。</u> ホ～ト （略） 三～七 （略）</p>

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 (略)

二 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。

ホ・ヘ (略)

三～九 (略)

(処方せんの交付)

第二十三条 保険医は、処方せんを交付する場合には、様式第二号又はこれに準ずる様式の処方せんに必要な事項を記載しなければならない。

2 (略)

※ 様式第二号を別添のとおり改正。

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 (略)

二 投薬

イ～ハ (略)

ニ 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ホ・ヘ (略)

三～九 (略)

(処方せんの交付)

第二十三条 保険医は、処方せんを交付する場合には、様式第二号又はこれに準ずる様式の処方せんに必要な事項を記載しなければならない。

2 (略)

処方せん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号						保険者番号					
公費負担医療の受給者番号						被保険者証・被保険者手帳の記号・番号					

患者	氏名						保険医療機関の所在地及び名称					
	生年月日	明大昭和	年	月	日	男・女	電話番号					
	区分	被保険者	被扶養者				保険医氏名 (印)					
						都道府県番号	点数表番号	医療機関コード				
交付年月日	平成	年	月	日	処方せんの使用期間	平成	年	月	日	※記号のある現金を除き、交付の日を始めて1日以内は保険薬局で提出すること。		

処方方

備考

後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印

保険医署名

調剤済年月日	平成	年	月	日	公費負担者番号						
保険薬局の所在地及び名称 保険薬剤師氏名	(印)				公費負担医療の受給者番号						

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。その際、処方箋の一部について後発医薬品への変更を差し支えがあると判断した場合には、当該薬剤の銘柄名の連傍にその旨記載することとし、「保険医署名」欄には何も記載しないこと。
 2. この用紙は、日本工業規格 A 列を準拠とすること。
 3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和49年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。